

2023年7月12日(第12号)

台湾弁護士 吳 曉青 / 台湾弁護士 張 雅涵 / 日本弁護士 中川 裕茂 / 日本弁護士 若林 耕

## Contents

### I. 台湾法令アップデート

- ・「商標法」の改正
- ・「証券取引法」の改正
- ・「銀行法」、「先物取引法」の改正
- ・「マネー・ローンダリング防止法」の改正

### II. 台湾法の「今」

- 一 近時の台湾個人情報保護法の改正及び関連ガイドライン 台湾弁護士 吳 曉青

### III. 今後の関連セミナー等の情報

## I. 台湾法令アップデート

### <知的財産関連規制>

#### 「商標法」の改正

[ポイント]改正ポイントは、①商標登録出願の加速審査制度の新設、②商標代理人管理制度の導入、③税関における商標権侵害物品の水際取締り手続の簡素化に合わせる侵害認定手続の改正、④商標登録出願できる者(出願人適格)の範囲を民法上の組合、非法人団体等まで拡大したこと、及び⑤名目的フェアユース(Nominative Fair Use)の明文化(具体的には、商慣行と信義則に従い、自らの商品・サービスの使用目的を示すために、他人の商標を使用する必要がある場合は商標権侵害に該当しない。例えば携帯電話修理業者がその広告において取扱う機種を示すために機種メーカーの商標を使用すること。)である。

(2023年5月24日に公布、施行日は行政院が別途定める)

[原文] [商標法](#)

### <証券取引規制>

#### 「証券取引法」の改正

[ポイント]証券取引法は2023年5月10日、同年6月28日に2度に分けて改正された。2023年5月10日付け改正のポイントは、①大量保有報告書の提出義務の基準につき、上場会社等株式公開発行会社の発行済株式総数の10%から5%に引き下げたこと、及び②証券会社等の証券法違反の行政罰の加重(改正前の24万台湾ドル以上480万台湾ドル以下の過料から、30万台湾ドル以上600万台湾ドル以下の過料までに引き上げた。)である。大量保有報告書の提出義務の新基準は、2024年5月10日より施行される。

2023年6月28日付け改正ポイントは、①改正前の独立取締役の権限の一部(具体的には、会社の取締役に対する訴訟の提起、株主総会の開催、取締役と会社の利益相反取引に関して会社の代表者になること)は、取締役会の内部機関である監査委員会の決議事項とすること、②監査委員会が開催できなかった場合、取締役全員の3分の2の同意をもって、監査委員会の決議事項を可決することができる規定の追加、③重要な金融ファシリティ(証券取引所、証券集中保管機関)の重要な情報通信システム・設備に対する物理的破壊、サイバー攻撃に関する刑事罰の追加である。

(2023年5月10日付け改正は同日公布、第43-1条は公布日1年後施行、その他は同日施行。2023年6月28日付け改正は同日公布、施行)

[原文] [証券交易法](#)

### <金融規制>

#### 「銀行法」、「先物取引法」の改正

[ポイント]2023年6月28日付け証券取引法改正と同様、重要な金融ファシリティを保護するために、銀行法では「金融機関間の資金移動・決済に従事する金融情報サービス業」、先物取引法では「先物取引所又は清算機関(クリアリングハウス)」、それぞれの重要な情報通信システム・設備に対する物理的破壊、サイバー攻撃に関する刑事罰が追加された。

(2023年6月28日に公布、施行)

[原文] [銀行法](#)、[期貨交易法](#)

#### 「マネー・ロンダリング防止法」の改正

[ポイント]改正ポイントは、①正当な理由なく他人名義の口座(具体的には金融機関、仮想通貨取引所、第三者決済サービスの口座又はアカウント。以下同じ。)を取得する罪の新設、②正当な理由なく自己名義の口座を他人に提供し、利用させる罪の新設、③法人の代表者や従業員等が上記①②の罪を犯した場合は法

人にも罰金を科される規定、台湾籍者が台湾域外で①の罪を犯した場合も同じ刑事罰を構成する規定が追加されたことである。

(2023年6月14日に公布、施行)

〔原文〕 洗錢防制法

## II. 台湾法の「今」

### 近時の台湾個人情報保護法の改正及び関連ガイドライン

台湾弁護士 吳 曉青

#### 1. 台湾個人情報保護法の概要

台湾個人情報保護法は、元は 1995 年 8 月 11 日に「コンピュータによる個人情報の処理の保護に関する法」として制定され、コンピュータによる個人情報の処理を規制対象とするものであった。同法は、2010 年 5 月 26 日付改正を経て、「コンピュータによる処理」以外の状況においても適用されることとなり、個人情報の取扱い全般を規制対象として、現在の法令名である「個人情報保護法」に変更された。

同法は 2023 年 5 月 31 日に改正(以下「2023 年改正」という。)が行われ、法令名変更後に実質的に 2 回目の改正となった(1 回目は 2015 年 12 月 31 日に改正されたものであり、センシティブな個人情報の取扱原則が追加された)。

また、台湾個人情報保護法の解釈を担当する国家発展委員会(以下「NDC」という。)の個人情報保護オフィスは 2023 年 6 月 14 日に、個人情報のマーケティング利用に関するガイドライン「マーケティング利用拒否に関する対応ガイドライン(中国語「拒絶商業行銷指引」)」を公表した。以下、2023 年改正及び上記ガイドラインの概要を解説する。

#### 2. 個人情報保護法の 2023 年改正のポイント

2023 年改正のポイントは下記 2 点である。

##### (1) 個人情報保護の主務官庁の新設(施行日未定)

2023 年改正前の個人情報保護法では、個人情報保護の主務官庁を定めていなかった。事業者による個人情報の収集、利用又は処理に関する違法行為の有無の監督、処罰等の執行行為は、各業種の主務官庁及び地方自治体が行う一方で、個人情報保護法の解釈は NDC が行う体制となっていた。

この点について、2022 年 8 月 12 日付け憲法法廷 2022 年憲判字第 13 号判決では、上記体制は個人情報保護監督の独立性に欠け、個人情報・プライバシーに対する保護が十分でないことが憲法に違反するおそれがあるものと判断され、同判決が作成されてから 3 年以内に関連法を改正し、個人情報保護の専門監督機関を設置するよう命令が下された。

2023 年改正では、上記憲法法廷判決を踏まえて、「個人情報保護委員会(中国語:個人資料保護委員會)」を個人情報保護の主務官庁として新設した(同法 1-1 条)。

##### (2) セキュリティ措置維持義務に違反する場合の行政責任の加重(2023 年 5 月 31 日施行)

改正前の個人情報保護法によれば、事業者がその保有する個人情報に対して、同法に定めるセキュリティ

措置を取らない場合、当局はまず当該事業者に対し、一定期間内に是正を命じる。当該事業者が指定された期間内に是正しない場合、当局は初めて 2 万台湾ドル以上 20 万台湾ドル以下の過料を科することができる(改正前 48 条)。改正後個人情報保護法では、事業者のセキュリティ措置維持義務の違反について、当局は先行して是正命令を下す必要がなく、直ちに 2 万台湾ドル以上 200 万台湾ドル以下の過料を科ことができ、事業者が指定期間内に是正しない場合又は違法情状が重大である場合は、15 万台湾ドル以上 1500 万台湾ドル以下の過料を科することができる(改正後 48 条 2 項、3 項)。

### 3. マーケティング利用拒否に関する対応ガイドライン

#### (1) 個人情報保護法の関連規定

個人情報を収集、利用する事業者が本人に対し、その個人情報をマーケティングに初めて利用する場合、マーケティング利用を拒否する方法を提供し、拒否方法に関する費用を負担しなければならない(同法 20 条 3 項)。また、本人がマーケティング利用を拒否すると示した場合、事業者は直ちにその個人情報をマーケティングへの利用を停止しなければならない(同条 2 項)。

#### (2) マーケティング利用拒否に関する対応ガイドライン

マーケティング利用拒否に関する対応ガイドラインでは、本人のマーケティング利用の拒否権(以下「拒否権」という。)の行使に関するフェーズ毎に事業者がとるべき対応事項がリストアップされている。なお、本ガイドラインは事業者が個人情報保護法におけるマーケティング規制に対応する際に参考にすることができるものとして位置づけられているため、本ガイドラインに記載される対応事項を実施しなかったことが直ちに個人情報保護法の違反を構成することにはならない。

時点	対応事項
本人が拒否権を行使する前のフェーズ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本人に対しマーケティングを行う際(初回及び 2 回目以降を含む。)、事業者の名称を示す。</li> <li>● 本人に対し初回のマーケティングを行う際に、拒否権を行使するための無償、迅速、利用しやすい簡便な方法(例えば無料電話やショートメッセージ、メールアドレス、アプリ内の操作)(以下「拒否方法」という。)を提供する。</li> <li>● 本人に対し 2 回目以降のマーケティングを行う際に、目につきやすい場所で分かりやすい文字で拒否方法を掲載する。</li> </ul>
本人が拒否権を行使したフェーズ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本人はいつでも、理由を付せず任意に拒否権を行使できる。</li> <li>● 事業者は直ちにマーケティングを停止する。</li> <li>● 本人は事業者が提供した拒否方法以外の方法で拒否権を行使した場合においても、事業者は直ちにマーケティングを停止する。</li> </ul>
本人が拒否権を行使した後のフェーズ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業者は拒否権を行使した本人を記録し、本人に対し、拒否権行使の旨を受領したことを返事する。</li> <li>● 事業者はその従業員又は委託した者に対し、当該本人に対するマーケティングを停止することを速やかに通知する。</li> </ul>

以上

### III. 今後の関連セミナー等の情報

#### ◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。今後数回の予定は次の通りです。具体的なテーマ及び日程には変更が生じる可能性がありますので、正確な情報は直近のメールでのご案内をご覧ください。

第 24 回(中国メインランド): 2023 年 7 月 20 日(木)

中国広告法の概要 ～ネット広告におけるステマ規制の本格化も踏まえて～

講師: パートナー弁護士 若林 耕

上海オフィス顧問 繆 媛媛

#### ◆グレーターチャイナ法務解説動画シリーズ

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾の法務に関する重要トピックについて解説を行う動画シリーズの配信を YouTube にて開始しました。

最新の解説動画は次の通りです。

「中国ハイブリッド法務～政治・経済・文化と法律の関係～」

7 月 5 日配信

講師: パートナー弁護士 射手矢 好雄

「中国の標準契約締結による個人情報の越境移転」

6 月 15 日配信

講師: スペシャル・カウンセラー弁護士 尾関 麻帆

「中国の個人情報保護と越境移転」

5 月 31 日配信

講師: パートナー弁護士 中川 裕茂

「似て非なる中国法～個人情報保護対応文書 5 選～」

5 月 17 日配信

講師: パートナー弁護士 森脇 章

本シリーズは随時の追加配信を予定しておりますので、ぜひ[チャンネル登録](#)をお願いいたします。

※ これまでに配信した法務解説動画は[こちら](#)からご覧いただけます。

- 
- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。  
台湾弁護士 吳 曉青 ([wu.hsiaoching@amt-law.com](mailto:wu.hsiaoching@amt-law.com))  
台湾弁護士 張 雅涵 ([yahan.chang@amt-law.com](mailto:yahan.chang@amt-law.com))  
日本及びニューヨーク州弁護士 中川 裕茂 ([hiroshige.nakagawa@amt-law.com](mailto:hiroshige.nakagawa@amt-law.com))  
日本弁護士 若林 耕 ([ko.wakabayashi@amt-law.com](mailto:ko.wakabayashi@amt-law.com))
  
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

---

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

[www.amt-law.com](http://www.amt-law.com)